携帯電話端末からの電波による在宅医療機器への影響の概要

参 考

- 「医療機関における携帯電話等の使用に関する指針」（平成26年電波環境協議会）では、電磁的耐性の国際規格（IEC規格）等を踏まえ、**安全に使用できる医療機器と携帯電話等の離隔距離（1mが目安）を設定**。
- 総務省では、平成12年度から携帯電話等の電波から植込み型医療機器への影響調査を実施しており、平成29年度には在宅医療機器への影響調査も実施。
- この調査結果の中で、**一部の在宅医療機器については**、携帯電話端末の電波発射強度や医療機器のセンサ感度を最大限にするなどの最も厳しい条件で、携帯電話端末を当該医療機器に相当近づけた場合に電波の影響を受け、**可逆的な誤動作が起こった例が報告（成人用人工呼吸器で20cmの距離で影響）**。
- 誤作動が発生した医療機器の中には、携帯電話端末等の電波利用機器と在宅医療機器の間の具体的な離隔距離が取扱説明書等に記載されていないものもあり、**医療機器の製造販売業者から医療従事者に対して、推奨離隔距離など充実した情報提供**がなされるとともに、**医療従事者を通じて患者、家族、介護者等にこれらの情報が確実に提供**されることが重要。

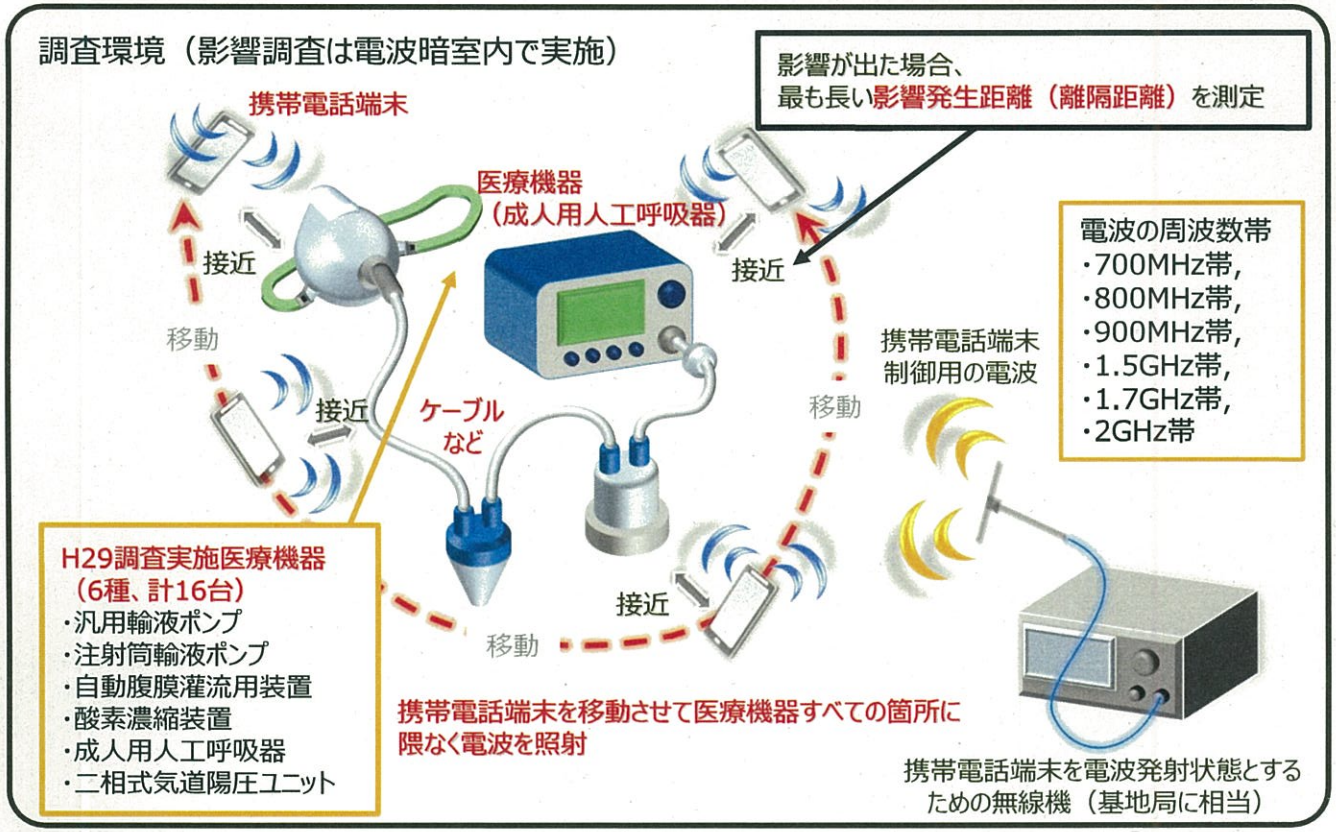

調査の結果

○成人用人工呼吸器及び二相式気道陽圧ユニットにおいて、呼吸回数の誤検出等の誤動作が発生した（ただし、携帯電話端末を医療機器から離すことで誤動作は解消）

○上記医療機器の添付文書等の記載

・具体的な離隔距離（例えば、1m離すこと等）が示されている製品もある。

・離隔距離を求めるための計算式のみが情報提供されている製品もある。

携帯電話の電波の周波数及び最大出力は医療従事者において把握することが困難な場合もあるため、推奨離隔距離等を医療従事者等へ情報提供することが重要